

指導行政のポイント

“栄養教諭”の創設

菱村 幸彦

9月10日、中央教育審議会は、中間報告「食に関する指導体制の整備について」を公表した。前号で案の段階で一部紹介したが、本号では、中間報告が提言する“栄養教諭”について取り上げてみよう（中間報告の全文は文部科学省HP「パブリックコメント」欄に掲載）。

正式答申をまって法令改正か

中間報告は、子どもたちが望ましい食習慣と自己管理能力を身につけ、自らの健康を保持増進していきける能力を培っていくために、食に関する指導体制の整備が急務であるとし、新たに「栄養教諭」の創設を提言している。

今年末には答申が出る予定だが、文部科学省は、答申をまって、栄養教諭の創設に向けて法令改正に踏み切る方針のようだ。

では、栄養教諭とはどのような職務を行い、どのように位置づけられるのか。この点について中間報告は、次のような構想を示している。

(1) 栄養教諭の職務

栄養教諭の職務は、「食に関する指導」および「学校給食の管理」とする。

まず、「食に関する指導」としては、個別相談指導と、教科・特別活動等における教育指導がある。個別相談指導には、たとえば、偏食傾向のある子どもや肥満傾向のある子どもに対する指導・助言などがあり、また、教科・特別活動等における指導としては、家庭科や保健体育科をはじめ、関連する教科における食に関する領域や内容の指導がある。

次に、「学校給食の管理」としては、現在、学校栄養職員が行っている栄養管理や衛生管理、検食、物資管理等が重要な柱となる。

(2) 栄養教諭の資格

栄養教諭には、学校栄養職員と同等以上の栄養に関する専門的知識・能力に加え、児童・生徒の心理や発達段階に配慮した指導ができる資質が求められる。これらの資質を制度的に担保するため、栄養教諭制度の創設にあたって、新たに栄養教諭の免許状を創設する。

その際、栄養に関する専門性については、原則として、管理栄養士の資格に相当する程度の専門性を確保するよう制度設計を考慮すべきである。また、教育に関する資質については、養護教諭の例を参考とし、教職に関する科目の履修を課すことを検討する。

(3) 栄養教諭の身分・配置等

栄養教諭は教育職員として位置づけられるものとし、公立学校の栄養教諭については、教育公務員特例法を適用する。栄養教諭制度の創設後も、栄養教諭と学校栄養職員が並存することが予想されるが、栄養教諭制度創設の趣旨に照らし、将来的には、学校栄養職員の資質を高め、栄養教諭への移行を促進する。

栄養教諭の配置については、学校給食の実施そのものが義務的なものではないこと、現在の学校栄養職員も学校給食実施校すべてに配置されているわけではないこと、地方の自主性を尊重することなどにかんがみ、その配置を義務的なものとはせず、設置者の判断に委ねることとする。

(ひしむら・ゆきひこ = 国立教育政策研究所名誉所員)

2学期からの生徒指導に！

不登校 その後 付/学術資料 CD-ROM
森田洋司【編著】A5判 290頁・定価 2730円

●新刊案内●

読本シリーズ最新刊・10月20日刊予定・予約受付中！

教育開発研究所刊

教職研修総合特集 No.159 【編集】高階玲治 / A5判 220頁・定価 2310円

『2学期制の学校経営《導入と展開》』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください (24時間受付・即日発送)